

令和2年

第1回市議会定例会 議案第49号

函館市重要文化財旧函館区公会堂条例の一部改正について
函館市重要文化財旧函館区公会堂条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市重要文化財旧函館区公会堂条例の一部を改正する条例
函館市重要文化財旧函館区公会堂条例（昭和58年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（公開および使用）」に改め、同条中「公開する」の後ろに「とともに、文化財保護の趣旨に反しない範囲内において使用に供する」を加える。

第11条を第18条とする。

第10条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 大広間等の使用の許可および制限に関すること。

第10条第3項中「第6条」の後ろに「から第8条までおよび第12条から第14条まで」を加え、「同条」を「これらの規定（第6条を除く。）中「委員会」とあり、および第6条」に改め、同条を第17条とする。

第9条を第16条とする。

第8条の見出しを「（入館料等の不還付）」に改め、同条中「入館料」の後ろに「および使用料」を加え、同条を第11条とし、同条の次に次の4条を加える。

（特別設備等の制限）

第12条 使用の許可を受けた大広間等の使用に当たり特別の設備を設け、または既存の設備を変更しようとする者は、あらかじめ委員会の許可

を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第13条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても市は、その賠償の責めを負わない。

(1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 第6条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。

(4) 使用の許可の申請に偽りがあつたとき。

(販売行為等の禁止)

第14条 委員会の許可を受けた者以外の者は、旧函館区公会堂またはその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(原状回復等)

第15条 使用者は、使用の許可を受けた大広間等の使用を終了したとき、または第13条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

第7条の見出しを「(入館料等)」に改め、同条中「あらかじめ、別表に掲げる」を「使用の許可を受けた大広間等の使用の場合を除き、別表第2に定める」に、「納めなければ」を「前納しなければ」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第10条とする。

2 使用者は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。

3 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

第6条の次に次の3条を加える。

(使用の許可)

第7条 別表第1に定める施設（以下「大広間等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、旧函館区公会堂の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第8条 委員会は、第6条各号のいずれかに該当するときは、大広間等の使用を許可しない。

(目的以外の使用等の禁止)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係る大広間等を許可を受けた目的以外に使用し、他人に転貸し、またはその使用する権利を譲渡してはならない。

別表中「第7条」を「第10条」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第7条，第10条関係）

区分	使用料
大広間	12,000円
会議所事務室	800円

備考

- 1 上表の規定による使用料の額は、午後6時から午後10時までの間において使用する場合の額とする。
- 2 商品の宣伝，展示，販売等営利目的で使用する場合または使用者が1,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず，入場する者が入場の対価として支払う金銭をいう。）を徴収する場合は，上表の規定による使用料の額を2倍した額とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

大広間等を専用使用することができることとし、および当該使用をする者から使用料を徴収することとするため